

平成30年度

「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目 次

問題1（択一式）	1頁
問題2（択一式）	9頁
問題3（択一式）	19頁

公益社団法人 土地改良測量設計技術協会

(平成30年度)

問題 1

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 次の記述は、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）における構造改革の加速化等に資する農業生産基盤整備に関する記述のうち、(A)～(D)当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

農地・農業用水は、(A)に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業就業者の減少や(B)等が進行する中で、良好な(C)を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、国内農業の生産性の向上と食料自給率・食料自給力の維持向上を図る。このため、環境との調和に配慮しつつ、(D)に応じた農業生産基盤の整備を推進する。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	国民生活	経営規模の縮小	営農条件	地域の特性
2	農業生産	高齢化	営農条件	地域の特性
3	農業生産	経営規模の縮小	市場条件	国の要請
4	国民生活	高齢化	市場条件	国の要請

(問2) 農業農村整備の推進に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備等を総合的に推進するよう、必要な施策を講ずる。
- 2 農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切ナリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図り、戦略的な保全管理を推進する。
- 3 農業生産基盤整備は、国民に対する食料の安定供給、農業生産性の向上、需要の動向に即した農業生産の再編及び経営規模拡大等農業構造の改善を目的に実施するもので、農業用排水施設、農道の整備等がある。
- 4 ダム、頭首工、農業用排水路等の土地改良施設の管理や農用地、土地改良施設の災害復旧は、土地改良法に基づく事業として実施することはできないが、都道府県等が補助する農業農村整備事業として実施することはできる。

(問3) 用排水施設の整備や農業用水に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農業用水路をパイプライン化することによって、農家主導の水利用が可能となり、農作物の選択的拡大や水管理労力の抜本的な改善などが図られるため、生産コストや農業生産額は増大する。
- 2 農業水利施設の機能診断に基づく適時・適切な機能保全対策を実施することにより、漏水等の事故のリスクは大幅に軽減される反面、老朽化に伴う機能保全対策費や将来施設を更新する費用等を加えたライフサイクルコストは増加する。
- 3 現在ある多くの基幹的農業水利施設は、戦後から高度経済成長期にかけて大規模かつ近代的な施設に整備されたが、老朽化が著しく進行し、用排水機場で約7割、水路で約4割が標準耐用年数を超過している。
- 4 我が国の年間の農業用水の使用量は、約580億 m^3 であり、水の全使用量に占める割合は約3分の2であるが、水田利用の高度化や生産性向上のための水田の汎用化に伴う単位面積当たり用水量の増加、農村の都市化等に伴う水路維持用水の確保増加要因により、今後の農業用水の使用量は増加傾向にある。

(問4) 農地整備に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農地整備によって区画形状、用排水施設、暗渠排水、農道などを総合的に整備することにより良好な営農条件が具備されるため、労働生産性や土地生産性の向上、担い手への農地の集積・集約化等の農業構造の改善、農業生産の多様化等が図られる。
- 2 農地整備による農業生産性の向上や農業構造の改善などに大きな期待が寄せられているが、農地を面的に整備する農地整備では、土砂崩壊や洪水を防止する国土保全機能は発揮されない。
- 3 市町村単位における農地整備とその効果を見ると、水田・畑の整備率が増加すると担い手への農地利用集積率も増加する相関性が認められ、水田の整備率が増加すると耕作放棄地率は増加する傾向にある。
- 4 農林水産省の調査では、水田のほ場整備が行われると、地域の中核的な経営体の経営面積が整備前に比して約3倍に増加し、10a当たりの稲作労働時間の約4割が削減され、水稲生産費の約6割が削減される。

(問5) 農地の防災保全に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農用地や農業用施設が被る災害には、農業用排水の水質汚濁、農用地の土壌汚染、地盤沈下による農用地・農業用施設の機能低下などの自然的、人為的なさまざまな要因がある。
- 2 災害対策基本法による災害には、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下等により生ずる被害も含まれる。
- 3 農用地、農業用施設に対する自然災害による被害の未然防止のための農地の防災・保全の事業を行うことによって、農業生産の維持、農業経営の安定、国土の保全、地域住民のいのちや暮らしの安全の確保等が図られる。
- 4 一般に1時間当たりの降雨量が50～80 mmの場合を「滝のように降る」といい、近年、「滝のように降る」降雨の発生回数が増加傾向にあり、特に同100 mm以上の降雨の発生回数はこれまでの2倍以上に増加している。

(問6) 土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良長期計画は、新しい農政の方向に即し、土地改良事業が計画的に実施されるよう、10年を一期として土地改良長期計画を立て、土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めることとしている。
- 2 現行の土地改良長期計画は、厳しい財政事情の下、時代の要請に対して土地改良事業の果たすべき役割を明らかにしつつ、6つの政策目標を掲げ、12の施策を集中的に実施するものとされている。
- 3 新たな土地改良長期計画では、産業政策として「豊かで競争力ある農業」を掲げ、この政策に対して「産地収益力の向上」と「担い手の体質強化」の2つの政策目標が定められている。
- 4 新たな土地改良長期計画では、地域政策として「美しく活力ある農村」を掲げ、この政策に対して「農村協同力と美しい農村の再生・創造」と「快適で豊かな自然循環社会の構築」の2つの政策目標が定められている。

(問7) 土地改良事業の参加資格者（3条資格者）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 自作地については、所有者が3条資格者となる。
- 2 貸借地については、原則として使用収益権者が3条資格者となる。
- 3 非農用地については、所有者が3条資格者となり、使用収益権者がいる場合も、原則として所有者が3条資格者となる。
- 4 一箇の土地については、3条資格者は原則として一人であるが、所有者と使用収益権者との間で協議が調えば、双方が3条資格者となる。

(問 8) 土地改良事業の基本的要件に関する記述について、(A) から (C) に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

- ・ 事業の施行が (A) に可能であること。
- ・ 受益者負担金はその負担能力の (B) を超えないこと。
- ・ 土地改良事業が (C) に対する配慮がなされていること。

	A	B	C
1	経済的	限界	地域住民
2	地形的	範囲	非農家
3	技術的	限界	環境との調和
4	経験的	範囲	国土資源

(問 9) 土地改良区に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うことを目的に、その規模に応じ、農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長の認可によって成立し、法人格を取得する。
- 2 土地改良区の事業に要する経費は、定款の定めるところにより、組合員に対して強制徴収することができる。
- 3 土地改良区は、その地区内の土地改良事業と有機的関連のある附帯事業を実施しようとするときは、定款にその旨を記載することで足りる。
- 4 土地改良区が設立されたとき、当該土地改良区は、設立の際同意をしなかった地区内の 3 条資格者に対して、改めて、土地改良区の組合員として加入させるための同意を求めなければならない。

(問 10) 土地改良事業の実施手続き等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国又は都道府県は、土地改良事業の申請があったときは、当該事業について適否の決定をして、この旨申請人に通知しなければならない。
- 2 土地改良区を設立して土地改良事業を施行しようとするときの申請人の数は、その受益面積に応じて、法定されている。
- 3 土地改良区が行う土地改良事業にあっては、いわゆる地域住民の意見聴取は義務づけられていない。
- 4 国、都道府県営土地改良事業には、3 条資格者が申請する事業のほかに、市町村又は土地改良区等が申請できる事業や申請によらない事業もある。

(問 11) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農業用排水施設等の土地改良施設の新設は、土地改良事業であり、その管理、廃止又は変更も土地改良事業である。
- 2 農用地の造成は、非農用地から農用地への地目変換を行う土地改良事業であり、農用地間の地目変換は、土地改良事業ではない。
- 3 区画整理事業等に伴って実施される換地制度は、交換分合制度とともに、農用地の集団化に資する土地改良事業である。
- 4 土地改良施設の災害復旧は、土地改良事業であるが、土地改良施設の突発事故被害の復旧は、土地改良事業でない。

(問 12) 土地改良財産の管理及び処分の態様等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 金銭補償に代えて、国営土地改良事業の一部として行う工事によって生じた土地改良財産たる工作物その他の物件を被補償者に譲与することができる。
- 2 土地改良区等の寄附に係る土地改良財産について、その用途を廃止したときは、寄附受納後の経過年数に関わりなく当該寄附者たる土地改良区等に譲与することができる。
- 3 基幹的な土地改良施設を、発電事業等公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、本来の用途又は目的を妨げない限度において、これらの事業を行う者に対して共有持分を与えることができる。
- 4 土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、土地改良財産を他の用途又は目的に使用させ、若しくは収益させることができる。

(問 13) 土地改良財産の譲与管理に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業によって造成された施設の管理には、直轄管理、委託管理及び譲与管理の3形態があり、直轄管理及び委託管理を中心に運用されている。
- 2 譲与できる施設に特段の定めはなく、受益団体である土地改良区等の自主的管理が適当と判断された施設がその対象となる。
- 3 譲与の相手方は、都道府県、市町村、土地改良区及び農林水産大臣の指定する者と定められている。
- 4 譲与管理は、当該土地改良施設の用途を廃止したときは、これを無償で国に返還することを条件として土地改良区等に譲与することにより行われている。

(問 14) 土地改良財産の定義等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 流水占用権等国営土地改良事業のために取得したいわゆる水利権は、土地改良法の定める水の使用に関する権利に含まれず、土地改良財産とはならない。
- 2 土地改良財産は、国有財産であり、都道府県営又は団体営土地改良事業で造成され国有財産にならない土地改良施設等は、土地改良法上は土地改良財産とならない。
- 3 土地改良財産は、国有財産であるので、その管理及び処分について農林水産大臣は、その都度、財務大臣と協議して行うこととされている。
- 4 土地改良財産の管理とは、維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含むものとされている。

(問 15) 国有財産の分類等と土地改良財産の関係等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国有財産は、国有財産台帳によって整理され、土地改良財産は、国有財産台帳に代わり土地改良財産台帳により整理される。
- 2 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類され、行政財産は、公用財産、公共用財産及び皇室用財産の3種類に区分される。
- 3 国有財産の範囲は、不動産、動産、用益物権及び知的財産権とされており、株券等の有価証券は国有財産とはならない。
- 4 土地改良財産は、国有財産であり、公用財産、公共用財産又は普通財産である。

(平成30年度)

問題 2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地改良補償要綱第2条に規定する土地等の語句の定義等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地等とは、土地及び地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権に係る権利であり、使用貸借又は賃貸借に係る権利は含まれない。
- 2 土地の使用とは、土地取用法において用いられている「取用」に対応する強制使用の意味に限定されず、広く本来の意味の使用である。
- 3 権利とは、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益を含むものであり、慣行水利権のみが認められる。
- 4 土地等の取得とは、土地、物件及び土石砂れきの取得であり、所有権以外の権利の消滅は含まれない。

(問2) 土地改良補償要綱第4条「補償を受ける者」及び同要綱第5条「個別払いの原則」に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 正当に損失の補償を受ける者は、土地又は物件等の所有者等の権利者である。
- 2 損失の補償を行う場合は、土地及び物件等の権利者に対して各人別にすることを原則としている。
- 3 持分が極めて錯綜している土地を取得する場合において、各人別に補償の分別が困難である場合は、委任状に基づき代表者個人の請求による代位によって補償することができる。
- 4 反射的利益を享受している者であっても、権利者として損失の補償を受けることができる。

(問3) 土地改良補償要綱第6条「損失補償の方法」等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地等の権利者が金銭以外の方法による給付を求めた場合に、耕地や宅地の造成については、生活再建的要素が認められるため現物補償とすることはできない。
- 2 金銭補償以外の現物補償を行う場合は、要求が真にやむを得ない場合に限定し、金銭補償額を大きく上回るような経済性を考慮しない補償を行うことができる。
- 3 損失の補償は、特定の財産権を経済的価値に換算して行われるものであり、これらの経済的価値に対する反対給付は、経済的価値を普遍的、客観的に発現する金銭をもって行うため、金銭補償を原則とする。
- 4 土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失補償額に対して、物価の変動による差額が生じた場合は、当該工事の完了後にその差額を補償することができる。

(問4) 土地改良補償要綱第11条に規定する土地に関する所有権以外の権利に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 入会権とは、一定地域の住民が一定の山林、原野を共同で管理し、共同で収益する権利であり、債権である。
- 2 抵当権とは、質権が占有を移すのに対し、抵当権は占有を移さずに他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受ける権利であり、担保物権である。
- 3 採石権とは、他人の土地において岩石及び砂利を採取する権利で、物権であり、民法の地上権に関する規定が準用される。
- 4 永小作権とは、小作料を支払って他人の土地において耕作又は牧畜をすることができる権利であり、物権である。

(問5) 土地改良補償要綱第20条「温泉利用権の消滅に係る補償」に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 温泉利用権は、土地を使用する権利に基づいて成立するものであり、土地所有者が自ら利用する場合以外の第三者が温泉を利用する権利を得るためには、地上権等の権利を有することが必要である。
- 2 源泉に関する権利とは、未だ採取されない温泉から湧出する温水等を採取し、利用又は収益する権利である。
- 3 未利用の温泉利用権とは、自然湧出、人工湧出のいずれを問わず放任され、或いは、利用の段階にいたらないものをいう。
- 4 温泉とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で一定の物質の含有又は温泉源の水温が摂氏15度以上をいう。

(問6) 土地改良補償要綱第22条「土地等の使用に係る補償」等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地の正常な取引価格に対する期待利回り等の率は、その時の社会情勢等を総合的に勘案の上決定するものとし、現在は一律3パーセントである。
- 2 土地を使用する権利としては、土地の使用貸借契約に基づく権利及び土地の賃貸借契約に基づく権利があり、地上権、区分地上権及び地役権は含まれない。
- 3 使用する土地の正常な取引価格に乗ずる期待利回り等の内容は、地代又は借賃相当額に公租公課等相当額を加えたものである。
- 4 土地の使用が3年以上にわたるとき、土地所有者は起業者に対し当該土地の取得を請求することができるが、起業者は土地所有者に対し当該土地の取得を申し出ることはできない。

(問7) 土地改良補償要綱第26条「建物等の移転料」に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 通常妥当と認められる移転先の認定は、従前の建物と同種同等の建物を、植栽、自動車の保管場所その他の利用環境の面を考慮した上で残地に再現することができると認められるときは、残地を通常妥当と認められる移転先と認定する。
- 2 土地等の取得に係る土地に存する建物の一部が当該建物に比較してわずかであるとともに重要な部分でないため除却しても従前の機能にほとんど影響を与えないと認められる場合は、通常妥当な移転方法として改造工法を認定する。
- 3 通常妥当と認められる移転工法のうち、残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合に採用する工法を構外再築工法という。
- 4 通常妥当と認められる移転工法のうち、文化財保護法等により指定されている場合、その他原形で復元することが合理的と認められる場合に採用する工法を復元工法という。

(問8) 土地改良補償要綱第30条「仮住居に要する費用」に規定する仮住居を新設する場合又は仮設組立建物等の資材をリースする場合の補償額の算定に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地を取得する場合で、自用地又は借地で自家自用のときの算定式は、仮設建物の建設費又は資材のリース料（電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。以下「仮設建物の建設費等」という。）＋撤去費－発生材価格である。
- 2 土地を使用する場合で、自用地で自家自用のときの算定式は、仮設建物の建設費等＋撤去費－〔発生材価格＋使用対象地の地代相当額（月額）〕である。
- 3 土地を使用する場合で、借家で借家人補償の対象とならないときの算定式は、仮設建物の建設費等＋撤去費－〔発生材価格＋現在家賃（月額）×仮住居補償期間（月）〕である。
- 4 土地を取得する場合で、借家で借家人補償の対象とならないときの算定式は、仮設建物の建設費等＋撤去費－〔発生材価格＋現在家賃（月額）×仮住居補償期間（月）〕である。

(問9) 土地改良補償要綱第38条「果樹等の収穫樹の伐採補償」に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 果樹等の収穫樹の伐採補償で、取引事例のある場合は、正常な取引価格と伐採除却に通常必要とする費用相当額の合計額をもって補償する。
- 2 果樹等の収穫樹は、果樹を対象とし、桑樹、茶樹、うるし樹、はぜ樹等のように樹木の葉、実、液等を収穫するものは含まれない。
- 3 果樹等の収穫樹の伐採補償で、取引事例のない収益樹にあっては、伐採後の残存効用年数に対する純収益の前価合計額と伐採除却に要する費用相当額から伐採により発生した材料の価格を控除したものを補償する。
- 4 収穫樹を移植することが相当と認められるときは、掘起し、運搬、植付け等の移植に必要な費用のみを補償する。

(問 10) 土地改良補償要綱第 39 条の 2 「庭木等の補償」に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 庭木等の伐採補償は、当該庭木等の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額から伐採に伴い発生する材料の価格を控除した額とする。
- 2 庭木等とは、観賞上の価値を有する立木及び防風、防雪又は風致等の効用を有する立木をいい、住宅、工場等の敷地内に植栽されているものをいう。
- 3 庭木等を伐採することが相当と認められる場合とは、樹齢、樹種、移植時期等から見て、移植することが困難と認められる場合等をいう。
- 4 庭木等が防風、防雪等の効用を有し、当該効用を維持し、又は再現する事情が認められる場合であっても、庭木の伐採補償として認定している場合は、これに代えて代替工作物の設置に要する費用の補償はできない。

(問 11) 土地改良補償要綱第 43 条「農業廃止の補償」、第 44 条「農業休止の補償」及び第 45 条「農業の経営規模縮小の補償」に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農業を廃止することに伴い転業する場合の補償額の算定に当たっては、転業に通常必要とする期間中の従前の所得額（法人経営の場合は、従前の収益相当額等）であり、この転業に通常必要とする期間は 5 年以上である。
- 2 農業休止期間が長期にわたる場合であって、その休止に対応する補償額が農業廃止の補償額を超えるときは、農業廃止の補償額の範囲内とする。
- 3 農業の経営規模縮小に伴う労働の遊休化に対する補償額は、経営規模別家族労働費の差額（5 年以上）を標準として算定する。
- 4 農業を一時休止する必要があると認められる場合は、通常農地を再取得するために必要とする期間中の固定的な経費である公租公課のみを補償する。

(問 12) 土地改良補償要綱第 50 条「残地等に係る損失の補償」に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地の一部を使用（空間又は地下のみを使用する場合を除く。）することにより、その残地に関して生ずる損失の補償額は、使用期間中の土地の有効利用度の低下分である。
- 2 土地の取得に係る画地が農地地域内の田又は畑であって、その残地の水利が不良となること等により、これを従前の利用目的に供することが著しく困難になると認められる場合は、当該残地を相当と認める他の利用目的に転換する費用等を補償することができる。
- 3 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を取得することにより残地が生じ、その残地が狭小又は不整形となり、価格の低下、利用価値の減少等の損失が生じるときは、これらの損失額を補償する。
- 4 事業の施行に伴って生ずる日陰、臭気、騒音その他これに類するものによる不利益又は損失は、残地等に関して生ずる補償として補償する。

(問 13) 土地改良補償要綱第 5 2 条「土地等の返還に伴う補償」に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 使用する土地等を原状に回復することが困難な場合において返還時の現状のまま引き渡す場合の損失に対する補償額は、使用開始時の土地と返還時の土地の使用開始時における評価額の差額相当額であり、使用完了後において補償する。
- 2 使用する農地を原状に回復する費用は、水利施設の復旧費、客土費、一定期間の肥料費等従前と同程度の生産能力を有する農地に復するための費用とする。
- 3 使用する土地等を原状に回復することが困難な場合において返還時の現状のまま引き渡すときは、当該土地等の形質変更、改造等によって生ずる損失を算定した額とし、当該土地等を取得するものとして算定した価格を超えないものとする。
- 4 使用する農地の原状回復に必要な期間は、水利施設の復旧工事及び客土工事に要する期間に加え、施肥等による地味の回復が必要であること及び作付適期に作付けできないことを考慮して適正に定めるものとする。

(問 14) 土地改良補償要綱第 5 3 条「立毛補償」に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に農作物を作付けするためすでに費用を投下しているときは、種苗費、肥料費、耕耘、整地の投下経費の合計額と当該農作物から得られる純収益の合計額を補償する。
- 2 土地等の取得又は使用に係る土地に農作物の立毛があるときは、当該立毛の粗収入見込額から当該土地の引渡時以後に通常投下される農業経営費（自家労働の評価額を含む。）及び当該立毛に市場価格があるときはその処分価格を控除した額を補償する。
- 3 粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除き、当該立毛作物の評価時前 7 か年間の平均収穫量に当該作物の生産者価格を乗じて得た額と副産物価格との合計額とする。
- 4 農業経営費は、肥料費、諸材料費、防除費、建物費、農具費、公租公課、借入資本利子及びその他の経費とし、雇用労働費及び自家労働費は含まれない。

(問 15) 土地改良補償要綱第 5 7 条「隣接土地に関する工事費の補償」に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 隣接土地に関する工事費の補償とは、隣接土地等について従来の用法による利用価値を維持するために工事の必要がある場合、工事に要する費用を補償しようとするものである。
- 2 隣接土地に関する工事費の補償に係る補償義務は、請求により生ずるものであり、請求は文書又は口頭のいずれでもよい。
- 3 隣接土地に関する工事費の補償の請求は、当該事業に係る工事完了の日から 5 年以内でなければならない。
- 4 隣接土地に関して工事の必要があっても、それが相当と認められる価格を超えるとき、又はそれが超過工事又は改良工事となるときは、工事費の一部のみの補償を行うものとする。

(問 16) 公共補償基準要綱第 8 条 (建設費) に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の処分利益及び既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分を控除した額を補償する。
- 2 既存公共施設等の機能回復を現物補償により行われる場合において、当該補償工事の施行時期に既存公共施設等の管理者が予算上等の理由で減耗分相当額を負担することができないときは、当該減耗分相当額を考慮しないで当該補償工事を施行することができる。
- 3 既存公共施設等が分割等されることとなり、その全部に相当する代替の公共施設等を建設しなければ機能回復が困難となる場合は、当該公共施設等の管理者の請求により、当該施設等の全部を建設するのに要する費用を補償の対象とすることができる。
- 4 既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合において、代替の公共施設等を建設するために必要な費用については、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用とする。

(問 17) 公共補償基準要綱第 7 条 (土地代) に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 公共施設等を合理的な建設地点に建設し、又は合理的な移転先に移転するために必要な土地を取得するために要する費用を補償するときは、公共補償基準に基づいて算定した正常な取引価格をもってする。
- 2 建物等の公共施設等の合理的な建設地点又は合理的な移転先については、廃止又は休止する敷地の総価額を標準として、当該施設の有する収益性を考慮して、従前地と同等と認められる地点を選定する。
- 3 既存公共施設等が土地に関する所有権以外の権利に基づき設置されている場合において、所有権以外の権利で同種又は類似の権利を取得することがきわめて困難な場合には、所有権の取得に要する費用を補償することができる。
- 4 既存公共施設等の機能回復を行なう場合で道路又は鉄道の公共施設の建設地点又は移転先については、当該施設の利用者の利便性を考慮して、技術的に可能と認められる地点を選定する。

(問 18) 公共補償基準要綱第 16 条（自然施設の損壊に対する費用の負担）及び第 17 条（工事の施行に伴う公共施設等の損傷等に対する費用の負担）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 起業地内の自然施設が損壊される場合において、当該自然施設に代替する公共施設とは、河川の流水を地域住民が永年にわたって飲料水、防火用水等として利用していた自然施設に代わる簡易水道、防火用水槽等のことをいう。
- 2 自然施設の損壊に対する費用の負担において、当該代替施設の機能が従前の自然施設の機能を上回る場合には、当該上回る部分の必要な最小限度の費用を補償することができる。
- 3 起業地外の自然施設であっても事業の施行により損壊され、起業地内の自然施設の損壊と同様に取り扱うことが必要であると客観的に認められるときは、起業地内に準じて取り扱うことができる。
- 4 公共事業の施行により起業地外の公共施設等に社会通念上受忍の範囲をこえる損傷等が生じた場合において、当該施設等の管理者が機能を維持するための補修、模様替え等を行うときは、公共事業の起業者は必要な最小限度の費用を負担することができる。

(問 19) 事業損失の因果関係の判定に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 特に専門的知識が必要となる騒音、振動、水質汚濁、水枯渇、電波障害、日照阻害等による損害等の因果関係の判定に当たっては、国及び地方公共団体の公的機関に限り依頼することができる。
- 2 因果関係の判定が科学的に明らかにされている例には、騒音・振動によって乳牛の乳量が減少すること、又は養鶏の産卵率が低下することがある。
- 3 住民等から損害等の発生の申出があった場合は、その損害が継続しているとき又は他の原因と複合するときを除き、直ちに損害等の発生の有無及び状況を調査する。
- 4 事業損失の場合は、客観的に発生した損害等と加害原因行為との因果関係の判定は、事業の施行者が行うこととしている。

(問 20) 事業損失の諸対策に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 発生源対策とは、事業損失の発生の原因を発生源で除去又は軽減を図るもので、例えば、工事施行中における事業損失防止施設の設置、使用機械の選択及び作業時間等の検討を行うことをいう。
- 2 構造、工法上の対策とは、公共施設の構造、工法等に十分な配慮を払って、損害等の防止又は軽減に努め事業損失の程度を最小限に押さえる方策であり、例えば、工事中の騒音・振動等について、工法及び使用機械の変更、消音器の取付け等を講じることをいう。
- 3 施設内対策とは、事業損失の発生の原因を、公共施設等の構造や配置等により除去又は軽減を図るもので、例えば、自動車交通に関するものであれば、緩衝体を設け、そこに防音壁の設置や植樹をすることをいう。
- 4 供用対策とは、騒音等が公共施設の外部に漏れても、付近住民が直接的に被害を受けることのないよう、市街地又は住居から距離を保って設置して、効用と利便の調和を考慮した設置場所を選定することをいう。

(平成30年度)

問題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題3 土地収用制度及び用地調査等業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地収用法上の手続における当事者に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地収用法上の手続における当事者は、起業者及び土地所有者に限定されている。
- 2 起業者とは、土地等を収用し、又は使用することを必要とする土地収用法第3条各号に規定する公共の利益となる事業を行う者をいう。
- 3 関係人とは、土地に関して所有権以外の権利を有する者をいい、事業認定の告示後に新たな権利を取得した者も、すべて関係人に含まれる。
- 4 準関係人とは、収用される土地について、仮処分した者その他損失補償の決定によって権利を害されるおそれのある者をいうが、収用委員会へ意見書を提出する権利はない。

(問2) 事業認定の効果に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 事業の認定の告示があった後において、新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継したものを除き、関係人に含まれない。
- 2 事業の認定の告示があった後において、何人も都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。
- 3 起業者は、事業の準備のため又は土地調査及び物件調査作成のために、土地等に立ち入って測量又は調査をする場合は、関係市町村長の許可を受けなければならない。
- 4 収用し、若しくは使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、事業の認定の告示の時ににおける相当な価格をもとに算定される。

(問3) 収用又は使用の手続の保留と開始に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業者は、起業地の全部又は一部について、事業の認定後は、収用又は使用の手続を保留することができない。
- 2 手続の保留は、土地所有者の申立てによってなされるが、その申立ては、必ずしも事業認定の申請と同時に行う必要はない。
- 3 手続が保留される起業地の範囲は、事業認定の告示と併せて告示され、その告示に係る起業地においては、手続の開始のときまで事業認定の効果が発生しない。
- 4 起業者は、手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、事業認定の告示の日から5年以内に関係市町村長にその旨を申し立てなければならない。

(問4) 土地調書及び物件調書の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業者は、土地所有者及び関係人(過失なくして知ることができない者を除く。以下同じ。)を立ち合わせた上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。
- 2 土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、署名押印をすることができない。
- 3 土地所有者及び関係人のうちに署名押印を拒んだ者又は署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、都道府県知事に署名押印を求めなければならない。
- 4 土地所有者及び関係人が著しく多数となり、かつ、権利者一人当たりの補償金が僅少であるような通常の想定を超える場合において、起業者は土地調書及び物件調書の作成を省略することができる。

(問5) 収用又は使用に伴う損失の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 収用委員会は、損失の補償については、起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲を超えて裁決してはならない。
- 2 損失の補償は、各人別に見積ることが困難な場合を除き、土地所有者及び関係人に、各人別にしなければならない。
- 3 収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。
- 4 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することにより、残地に損失が生ずる場合であっても、残地は起業地外であるため補償することはできない。

(問6) 管理技術者及び照査技術者に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者の資格を有する技術者でなければならない。
- 2 管理技術者は、すべての検証が完了した段階で、検証・照査済一覧表に取りまとめ、管理技術者の責めにおいて署名押印の上、照査技術者に提出する。
- 3 照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める、又は監督職員が指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(問7) 土地の登記記録の調査に係る登記事項に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地の所在、地番、地目、地積、不動産番号及び当該地番に係る最終支号
- 2 登記名義人の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに登記年月日及び登記原因
- 3 共有土地については、共有者の持分並びに固定資産税課税標準額及び固定資産税評価額
- 4 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名又は名称及び住所又は所在地、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

(問8) 権利者の確認調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 権利者の確認調査は、土地及び建物の登記記録の調査が完了した後、実地調査及び戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票により行う。
- 2 権利者が法人である場合において、法人が破産法による破産宣告を受けているときには、破産管財人の氏名及び住所並びに債権者の住所、氏名及び債権額を調査する。
- 3 建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合は、当該建物所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地について、居住者等からの聞き取りを基に調査を行わなければならない。
- 4 権利者の確認調査に伴い戸籍簿等の交付を受ける場合は、発注者が交付申請書を作成し、受注者は送達及び証拠書の受取りを行い、当該書類を発注者に引き渡す。

(問9) 境界測量及び用地測量の基準点に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 各境界点の測量を行うに当たっては、地積測量図又は用地平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測する。
- 2 用地測量に使用する基準点について基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果を基に検測して使用する。
- 3 基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転又は毀損等が生じているときには、監督職員と協議しなければならない。
- 4 基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置及び座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受ける。

(問 10) 建物等の移転先の検討に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物の移転先地とすることを検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地としての要件に該当するか否かの検討をする。
- 2 残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物の推定再建築費は、純工事費によるものとし、配置図、平面図、立面図、屋根伏図及び建築設備位置図を作成する。
- 3 残地を当該建物の移転先地とすることを検討に当たり、当該請負契約の対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から指示を受ける。
- 4 残地を当該建物の移転先地とすることを検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、建物等の配置図に対象となるものを明示する。

(問 11) 消費税等の調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。
- 2 消費税等の調査は、権利者が国の機関及び地方公共団体等であっても、消費税等相当額の補償の要否については、調査を行う必要がある。
- 3 土地等の権利者等が個人事業者であるときは、消費税等が非課税であるため、補償の要否を判定等するために必要な資料を収集する必要はない。
- 4 過去5か年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、所轄税務署又は関係市町村役場税務担当課の職員の指示を受ける。

(問 12) 土地評価に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地評価とは、取得する土地の建付地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律で定める不動産の鑑定評価もこれに含まれる。
- 2 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き、不動産鑑定評価基準に定めるところに基づき実施する。
- 3 土地評価に当たっては、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要な土地の登記記録調査表、地積測量図及び建物の配置図等の資料を作成する。
- 4 取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、土地の所在、地番及び住居表示等の事項を整理の上調査表を作成する。

(問 13) 事業認定申請図書等の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 事業認定申請図書等の作成とは、事業認定申請図書、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成をいう。
- 2 事業認定申請図書の作成とは、土地改良法に規定する事業の認定を受けるため、同法の規定による土地改良事業計画の概要書及び添付書類等を作成することをいう。
- 3 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受ける。
- 4 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行う。

(問 14) 内水面漁業権等調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 内水面漁業権等調査とは、海及び河川における水産動植物の採捕又は狩猟を営む権利に関する調査をいう。
- 2 漁業調査等の実施に当たっては、事業の実施に伴い影響が予想される水域に係る漁業権等の範囲内の河川の現地踏査を行い、後背地及び周辺地域の状況を把握する。
- 3 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する漁業協同組合の概要、漁獲量、増殖事業実績及び漁業経営費等の調査並びに関係資料の収集を行う。
- 4 河川管理者及び関係市町村の立会いを得て、漁場環境の概要、漁場利用状況、河川の実態及び区間別漁獲量等の実態調査を行う。

(問 15) 用地補償業務における阻害要因の調査及び処理方針の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 阻害要因の調査とは、用地補償業務の処理計画を策定するため、事前に用地補償業務における阻害要因を調査し、阻害要因の内容及び用地補償業務における課題（以下「阻害要因等」という。）を取りまとめ、処理方針案を作成する業務をいう。
- 2 工事施行予定地周辺の現地において、目視による阻害要因の確認調査を行い、阻害要因を確認したときは、写真を撮影する。
- 3 地方公共団体等から法令規制の図面等を入手し、工事施行予定地周辺に森林法、砂防法、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法等の規制があるか確認を行う。
- 4 阻害要因等の処理方針案は、阻害要因等特定調査票に基づき、阻害要因等の解決方法及び処理方針案並びに事業計画及び工事実施計画について取りまとめる。

